

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月14日

**【四半期会計期間】** 第30期第2四半期  
(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社極楽湯

**【英訳名】** GOKURAKUYU CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 新川 隆 丈

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)0580(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理本部長 松 本 俊 二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)0580(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理本部長 松 本 俊 二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第30期 第2四半期連結累計期間	第30期 第2四半期連結会計期間	第29期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	4,312,296	2,243,118	9,092,082
経常利益 又は経常損失 ( ) (千円)	30,987	4,875	267,739
当期純利益 又は四半期純損失 ( ) (千円)	82,332	56,639	90,792
純資産額 (千円)		5,290,381	5,394,925
総資産額 (千円)		14,276,155	14,932,171
1株当たり純資産額 (円)		489.22	501.11
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	7.77	5.35	7.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			7.90
自己資本比率 (%)		36.3	35.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	458,879		770,959
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	86,822		646,172
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,096,923		356,327
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		1,041,900	1,593,123
従業員数 (名)		137	136

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第30期第2四半期連結累計期間及び第30期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	137 (554)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	137 (554)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
温浴事業部門	2,243,118
合計	2,243,118

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、資源高と輸出の鈍化が続き設備投資の抑制や消費者心理の冷え込みが加速しました。とりわけ当四半期後半の米国金融危機に端を発した世界的な証券市況の暴落により、景気の後退局面入りと低迷の長期化が予想されております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「極楽湯」直営店において第1四半期に実施したお客様満足度向上及び収益力向上のための店舗改装や販促活動の見直しなどの様々な施策は一定の効果をあげたものの、金融危機に伴う世界的な景気後退懸念に加え、諸物価上昇や食の安全に対する不信感等による消費者心理の落ち込みを十分に補うことが出来ず、売上高が減少いたしました。また、エネルギー価格や原材料価格の上昇により売上原価が増加したことに加え、原油スワップ取引に伴うデリバティブ評価損66百万円の発生による営業外費用の増加、投資有価証券評価損93百万円の発生による特別損失の増加により、営業利益及び経常利益、四半期純利益が減少いたしました。

下期は経営環境がさらに厳しくなることが予想されますが、更なるコスト削減の徹底やサービス力・販売力の強化により、お客様満足度と収益力の一層の向上を図ってまいります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間におきまして、売上高は2,243百万円となりました。損益面につきましては、営業利益85百万円、経常利益4百万円、四半期純損失56百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は14,276百万円となり、前連結会計年度末に比べ656百万円減少しました。これは主に、現金及び預金の減少551百万円等によるものであります。

負債合計は8,985百万円となり、前連結会計年度末に比べ551百万円の減少となりました。これは主に、リース債務の増加362百万円等及び、借入金の返済による減少707百万円等によるものであります。

純資産合計は5,290百万円となり、前連結会計年度末に比べ104百万円の減少となりました。これは主に、四半期純損失82百万円、期末配当金42百万円によるものであります。また、自己資本比率につきましては、36.3%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ119百万円増加し、1,041百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、402百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失76百万円であったものの、仕入債務の増加32百万円や減価償却費226百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、190百万円となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出462百万円等があったものの、有形固定資産売却による収入666百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、473百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出232百万円、リース債務返済による支出159百万円等によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」という。）の導入について、以下の通り平成18年5月26日の取締役会において、決議しております。

### 基本方針の内容

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を直営店とフランチャイズ店により全国展開しており、「極楽湯」が地域社会における21世紀型のコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開をおこなってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行なわれ

た場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

## 不適切な支配の防止のための取組み

## [本プラン導入の目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、平成20年9月30日現在の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、本プランを導入するものであります。

## [本プランの内容]

## ＜本プランの適用の要件＞

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

(注1)「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号、その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規程する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループが前記(注1)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算

上考慮されるものとし、)をいい、特定株主グループが、前記(注1)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいい、以下同じとします。



(注3)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

<大規模買付ルールの内容>

(a.必要十分な情報の提供)

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとし、

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の「1」乃至「6」に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとし、

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様へ開示するものとし、

1. 大規模買付者及びそのグループに関する事項
2. 当社株券等の取引状況
3. 買付提案の買付条件
4. 当社株券等の取得対価の算定根拠
5. 資金の裏付け
6. 当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとし、

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとし、この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとし、

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとし、

(b.検討期間)

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行なうための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下のa又はbの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

a．現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

b．前記a以外全ての大規模買付行為：90日間

(c．買付提案が変更された場合)

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b．に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

(d．大規模買付ルールが遵守された場合)

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

(e．対抗措置の発動)

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若し

くは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

( f . 対抗措置の内容)

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとし、

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

「新株予約権の概要」

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,529,000	11,529,000	ジャスダック証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
計	11,529,000	11,529,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 第4回 新株予約権

(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	626
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日 ～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 626円 資本組入額 313円
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

## 第5回 新株予約権

(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)(平成17年7月29日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,850
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	385,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	554
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日 ~平成23年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 554円 資本組入額 277円
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。



第6回 新株予約権

(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)(平成18年3月24日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,060
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	830
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日 ~平成23年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 830円 資本組入額 415円
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第7回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)(平成18年10月6日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	333,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	752
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日 ~平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 752円 資本組入額 376円
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第8回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)(平成18年10月6日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	315,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	752
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日 ~平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 752円 資本組入額 376円
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第9回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)(平成19年6月28日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	8,115
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	811,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	633
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日 ~平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 633円 資本組入額 316.5円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員(管理職を除く)の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員(管理職)、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第10回 新株予約権

( 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)(平成20年6月27日取締役会決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,830
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	783,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日 ~平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 312 資本組入額 156
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員(管理職を除く)の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員(管理職)、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		11,529,000		2,032,626		2,179,226

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アセット・マネジャーズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1	1,800	15.61
ホスピタリティファンド1号 投資事業組合	東京都千代田区平河町2丁目5-7 ヒルクレスト平河町1階	1,000	8.67
アセット・インベスターズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1	962	8.35
新川 隆丈	東京都世田谷区	759	6.58
株式会社恒成商事	宮城県多賀城市町前1丁目2-5	220	1.91
大泉 勉	千葉県市川市	206	1.79
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	204	1.77
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目1-1	170	1.47
株式会社加ト吉	香川県観音寺市坂本町5丁目18-37	170	1.47
高橋 善晴	東京都荒川区	152	1.32
計		5,644	48.96

(注) 上記のほか当社所有の自己株式937千株(8.13%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 937,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,590,900	105,909	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
単元未満株式	普通株式 600		
発行済株式総数	11,529,000		
総株主の議決権		105,909	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町2-4	937,500		937,500	8.13
計		937,500		937,500	8.13

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	405	391	345	318	315	299
最低(円)	350	325	265	278	280	261

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (開発本部長兼FC事業本部長)	取締役 (開発本部長)	高野 透	平成20年7月1日
取締役 (管理本部長兼管理部長)	取締役 (管理本部長)	松本 俊二	平成20年7月1日
取締役 (直営事業本部長)	取締役 (直営事業本部長兼直営店営業部長)	山口 猛	平成20年7月1日
取締役 (総合企画本部長兼総合企画部長兼 新店準備室長)	取締役 (営業推進部長兼開店準備室長)	羽塚 聡	平成20年7月1日



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、ピーエー東京監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,041,900	1,593,123
売掛金	67,647	151,797
たな卸資産	1 29,501	1 25,460
繰延税金資産	22,678	28,234
その他	132,518	227,058
流動資産合計	1,294,247	2,025,674
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2, 3 3,466,753	2, 3, 4 7,791,320
車両運搬具(純額)	-	2 2,161
工具、器具及び備品(純額)	2 31,084	2, 4 413,743
建設仮勘定	161,107	104,059
リース資産(純額)	2, 4 4,345,330	-
その他	4,926	4,926
有形固定資産合計	8,009,202	8,316,211
無形固定資産		
リース資産	69,307	-
その他	53,737	138,767
無形固定資産合計	123,045	138,767
投資その他の資産		
投資有価証券	108,889	194,840
繰延税金資産	281,284	221,793
敷金及び保証金	5 3,881,294	5 3,423,076
その他	578,191	611,806
投資その他の資産合計	4,849,659	4,451,517
固定資産合計	12,981,908	12,906,496
資産合計	14,276,155	14,932,171

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	264,271	306,752
短期借入金	-	250,000
1年内償還予定の社債	84,000	84,000
1年内返済予定の長期借入金	829,000	916,000
未払金	224,895	232,864
未払法人税等	32,794	105,545
リース債務	4 432,081	4 476,310
賞与引当金	47,794	54,284
その他	496,382	555,241
流動負債合計	2,411,220	2,980,998
<b>固定負債</b>		
社債	264,000	306,000
長期借入金	2,190,300	2,560,300
リース債務	4 4,010,316	4 3,603,681
退職給付引当金	25,348	20,435
役員退職慰労引当金	-	31,840
その他	84,587	33,991
固定負債合計	6,574,553	6,556,248
負債合計	8,985,774	9,537,246
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,032,626	2,032,626
資本剰余金	2,179,226	2,179,226
利益剰余金	1,431,834	1,556,532
自己株式	466,875	466,875
株主資本合計	5,176,811	5,301,509
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	4,774	5,960
評価・換算差額等合計	4,774	5,960
新株予約権	108,794	87,455
純資産合計	5,290,381	5,394,925
負債純資産合計	14,276,155	14,932,171

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	4,312,296
売上原価	3,938,144
売上総利益	374,151
販売費及び一般管理費	366,966
営業利益	7,185
営業外収益	
原油スワップ差益	23,501
その他	33,525
営業外収益合計	57,026
営業外費用	
支払利息	75,667
その他	19,532
営業外費用合計	95,199
経常損失( )	30,987
特別利益	
新株予約権戻入益	4,425
賞与引当金戻入額	10,186
特別利益合計	14,612
特別損失	
投資有価証券評価損	93,169
その他	3,149
特別損失合計	96,319
税金等調整前四半期純損失( )	112,694
法人税、住民税及び事業税	22,760
法人税等調整額	53,122
法人税等合計	30,362
四半期純損失( )	82,332

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	2,243,118
売上原価	1,989,735
売上総利益	253,383
販売費及び一般管理費	167,931
営業利益	85,452
営業外収益	
原油スワップ差益	11,410
その他	20,337
営業外収益合計	31,748
営業外費用	
支払利息	38,701
デリバティブ評価損	66,101
その他	7,522
営業外費用合計	112,325
経常利益	4,875
特別利益	
新株予約権戻入益	4,425
賞与引当金戻入額	10,186
特別利益合計	14,612
特別損失	
投資有価証券評価損	93,169
その他	3,149
特別損失合計	96,319
税金等調整前四半期純損失( )	76,831
法人税、住民税及び事業税	8,424
法人税等調整額	28,617
法人税等合計	20,192
四半期純損失( )	56,639

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失( )	112,694
減価償却費	466,472
退職給付引当金の増減額( は減少)	4,913
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	31,840
賞与引当金の増減額( は減少)	6,489
受取利息及び受取配当金	6,038
支払利息	75,667
社債利息	3,412
投資有価証券評価損益( は益)	93,169
売上債権の増減額( は増加)	84,150
たな卸資産の増減額( は増加)	4,040
未収消費税等の増減額( は増加)	126,828
未払消費税等の増減額( は減少)	44,508
仕入債務の増減額( は減少)	42,480
その他	65,066
小計	630,473
利息及び配当金の受取額	2,965
利息の支払額	79,891
法人税等の支払額	94,668
営業活動によるキャッシュ・フロー	458,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	111,828
有形固定資産の売却による収入	666,359
差入保証金の差入による支出	463,553
貸付けによる支出	70,000
貸付金の回収による収入	76,000
その他	10,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	86,822
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	250,000
長期借入金の返済による支出	457,000
リース債務の返済による支出	303,954
配当金の支払額	43,163
その他	42,806
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,096,923
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	551,222
現金及び現金同等物の期首残高	1,593,123
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,041,900

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益の低下による簿価引下げの方法)に変更しております。この変更による当第2四半期連結累計期間の損益への影響はありません。</p> <p>2. リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来より通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用していましたが、その表示について有形固定資産及び無形固定資産の各勘定科目内に含めていたものを、リース資産として有形固定資産及び無形固定資産の中に区分掲記しております。なお、前連結会計年度末に有形固定資産及び無形固定資産に含まれていたリース資産はそれぞれ3,968,444千円、82,796千円です。また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。この変更による当第2四半期連結累計期間の損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>1. 棚卸資産の評価方法 当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>3. 経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p> <p>4. 未実現利益の消去 四半期連結会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算しております。</p> <p>5. 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去 連結会社相互間の債権と債務の相殺消去 当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。 連結会社相互間の取引を相殺消去 取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しい時には、親会社の金額に合わせる方法により相殺消去してしております。</p> <p>6. 法人税等の算定方法 法人税等の計上は、簡便な方法により計算してしております。また、その他影響額の僅少なものについては、一部簡便な方法により計上してしております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																								
<p>1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商 品</td> <td style="text-align: right;">19,725千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">9,775千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,501千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">2,368,833千円</td> </tr> </table> <p>3 国庫補助金を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物</td> <td style="text-align: right;">9,491千円</td> </tr> </table> <p>4 店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当第2四半期連結会計期間末における関連する勘定科目残高は次のとおりであります。</p> <p>(1) セールスアンドリースバック取引の対象としている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース資産(純額)</td> <td style="text-align: right;">4,129,411千円</td> </tr> </table> <p>(2) セールスアンドリースバックにより発生した債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース債務(固定負債)</td> <td style="text-align: right;">3,827,524千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース債務(流動負債)</td> <td style="text-align: right;">329,124千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,156,649千円</td> </tr> </table> <p>5 リース契約に伴う保証金3,314,967千円を含んでおります。</p>	商 品	19,725千円	貯蔵品	9,775千円	計	29,501千円		2,368,833千円	建物	9,491千円	リース資産(純額)	4,129,411千円	リース債務(固定負債)	3,827,524千円	リース債務(流動負債)	329,124千円	計	4,156,649千円	<p>1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商 品</td> <td style="text-align: right;">20,840千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">4,619千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,460千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">2,063,285千円</td> </tr> </table> <p>3 国庫補助金を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物</td> <td style="text-align: right;">9,491千円</td> </tr> </table> <p>4 過年度に店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当連結会計年度末における関連する勘定科目残高は次のとおりであります。</p> <p>(1) セールスアンドリースバック取引の対象としている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物及び構築物(純額)</td> <td style="text-align: right;">3,617,873千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">工具、器具及び備品(純額)</td> <td style="text-align: right;">97,555千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,715,429千円</td> </tr> </table> <p>(2) セールスアンドリースバックにより発生した債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース債務(固定負債)</td> <td style="text-align: right;">3,372,114千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース債務(流動負債)</td> <td style="text-align: right;">361,433千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,733,547千円</td> </tr> </table> <p>5 過年度のリース契約に伴う保証金2,879,070千円を含んでおります。</p>	商 品	20,840千円	貯蔵品	4,619千円	計	25,460千円		2,063,285千円	建物	9,491千円	建物及び構築物(純額)	3,617,873千円	工具、器具及び備品(純額)	97,555千円	計	3,715,429千円	リース債務(固定負債)	3,372,114千円	リース債務(流動負債)	361,433千円	計	3,733,547千円
商 品	19,725千円																																								
貯蔵品	9,775千円																																								
計	29,501千円																																								
	2,368,833千円																																								
建物	9,491千円																																								
リース資産(純額)	4,129,411千円																																								
リース債務(固定負債)	3,827,524千円																																								
リース債務(流動負債)	329,124千円																																								
計	4,156,649千円																																								
商 品	20,840千円																																								
貯蔵品	4,619千円																																								
計	25,460千円																																								
	2,063,285千円																																								
建物	9,491千円																																								
建物及び構築物(純額)	3,617,873千円																																								
工具、器具及び備品(純額)	97,555千円																																								
計	3,715,429千円																																								
リース債務(固定負債)	3,372,114千円																																								
リース債務(流動負債)	361,433千円																																								
計	3,733,547千円																																								



(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	52,259千円
給料手当	84,283千円
法定福利費	16,435千円
賞与引当金繰入額	16,895千円
退職給付費用	2,351千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,000千円
旅費交通費	20,793千円
減価償却費	6,622千円
地代家賃	19,925千円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	27,209千円
給料手当	36,011千円
法定福利費	7,131千円
賞与引当金繰入額	5,737千円
退職給付費用	1,190千円
旅費交通費	11,579千円
減価償却費	3,335千円
地代家賃	10,210千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,041,900千円
現金及び現金同等物	1,041,900千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び  
当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,529,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	937,500

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			108,794
連結子会社			
合計			108,794

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,366	4	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	21,183	2	平成20年9月30日	平成20年11月27日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式 債券 その他	42,423	50,474	8,050
計	42,423	50,474	8,050

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

原油スワップ関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

原油スワップ取引

(1)契約期間 自平成18年10月1日至平成21年9月30日(3年)

(2)想定取引数量 130KL

(3)取引差益 23,501千円

(4)時価 20,994千円(取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。)

(5)評価損益 9,712千円

なお、金利スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社及び連結子会社の事業は、同一セグメントに属する温浴事業のサービス提供を行っており、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
489.22円	501.11円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,290,381	5,394,925
普通株式に係る純資産額(千円)	5,181,586	5,307,470
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	108,794	87,455
普通株式の発行済株式数(株)	11,529,000	11,529,000
普通株式の自己株式数(株)	937,500	937,500
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	10,591,500	10,591,500

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失( ) 7.77円	1株当たり四半期純損失( ) 5.35円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の 四半期純損失( )(千円)	82,332	56,639
普通株式に係る 四半期純損失( )(千円)	82,332	56,639
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	10,591,500	10,591,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度から重要な変動がある場合の概要	平成17年6月29日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権方式) 普通株式 385,000株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権方式) 普通株式 783,000株	平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権方式) 普通株式 783,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第30期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	21,183千円
1株当たりの金額	2円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月27日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

株式会社極楽湯  
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷 田 修 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。